

いじめによる重大事態に係る調査報告書

I 調査結果

1 学校の概要

- (1) 学校名・住所 福岡県立 [redacted]
- (2) 設置学科 [redacted]
- (3) 生徒数・学級数 合計 [redacted]人 (男 [redacted]人 女 [redacted]人)
- 【内訳】 1年生 [redacted]人 (男 [redacted]人 女 [redacted]人) [redacted]クラス
- 2年生 [redacted]人 (男 [redacted]人 女 [redacted]人) [redacted]クラス
- 3年生 [redacted]人 (男 [redacted]人 女 [redacted]人) [redacted]クラス

2 事案

(1) 生徒（当該事案の発生時点）

被害生徒 1年生 [redacted]A（弓道部）

加害生徒 1年生 [redacted]B（弓道部）

※被害生徒Aと加害生徒Bは同一クラス、同一部活動、同一学習塾

※弓道部員1年生 [redacted]人、2年生 [redacted]人、3年生 [redacted]人

(2) 概要

令和5年10月3日、Bが塾の自習室で、居眠りしているAの様子をスマートフォンで撮影し、SNS上にアップした。怒ったAがBに掴みかかりもみ合いになった。翌日Aの保護者が、Bからいじめを受けていると学校に申し出たことから、学校は事態を把握した。

学校は、Bへの指導を行い、Aへの別室登校やオンライン授業等の提案を行ったが、登校には至らず、令和6年4月1日に通信制高等学校へ転学した。

(3) 重大事態の理由

Aの保護者から「登校できないのはBによるいじめ行為が原因である」と申し出があり、学校を30日程度欠席し、転学したことにより、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び第2号に該当することとなった。

3 調査組織及び調査方法

(1) 調査組織名 いじめ重大事態調査委員会（調査主体：学校）

(2) 構成員（17名）

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、進路指導主事、教務主任、第1学年主任、第2学年主任、第3学年主任、生徒指導課長、人権教育課長、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールサポーター、弓道部顧問、学級担任

(3) 審議経過

令和5年11月29日 第1回 いじめ重大事態調査委員会
事案の説明、調査方針の検討、

		スクールサポーター、SCによる指導助言
令和5年12月11日	第2回	いじめ重大事態調査委員会 意見聴取、聴き取り等の経過報告、事実関係の確認
令和5年12月27日	第3回	いじめ重大事態調査委員会 聴き取り等の経過報告、事実関係の確認、 SCによる指導助言
令和6年1月13日	第4回	いじめ重大事態調査委員会 クラス及び部活動生に対するアンケート調査の検討
令和6年2月28日	第5回	いじめ重大事態調査委員会 アンケート再調査結果報告、今後の取組についての確認
令和6年3月21日	第6回	いじめ重大事態調査委員会 今後の取組についての確認

(4) 調査方法

- ・被害生徒への聴き取り
- ・加害生徒への聴き取り
- ・関係生徒への聴き取り
- ・聴き取った調査内容の精査
- ・被害生徒と同一クラス、同一部活動生徒へのアンケート
- ・同一塾に通う生徒へのアンケート
- ・被害生徒及び保護者へ学校の取組方針説明

4 調査内容

(1) いじめを生んだ背景や生徒の人間関係等

Aは、 性格であるが、 ができる生徒である。幼い頃に周囲からいじめを受けた経験があり、その当時、学校に行けない時期があった。

Bは ができるが、Bも小学生の頃にいじめを受けていた経験がある。 を患っており、 一面も持っている。

A、Bは同じ幼稚園に通い、スイミングクラブも小学校4年生まで一緒に、親子ともども親交があった。高校では塾、部活動及びクラスが同じであり、入学後はすぐに意気投合し、学校内で行動をよく共にしていたが、次第にBはAの容姿をからかうことが増えてきた。最初AはBに言い返していたが、徐々にBのAに対するからかいやいじりがエスカレートしていった。

(2) いじめの事実関係

ア 行為①

令和5年5月中旬からBがAの写真を無断で撮影したり、8月4、5日、Bが部活動の合宿中にAの寝顔を撮影したりして、部活動1年 のグループLINEやクラスの グループLINEに投稿したこと。

(調査による証言等)

- ・10月4日、生徒指導主事、学年主任、学級担任で家庭訪問を行い、A及びAの保護者に聴き取りを行ったところ、Bから行為①を受けたと申し出があった。
- ・5月中旬から、Bが無断でAの写真を撮影し、SNSに投稿した。
- ・1年■■■■弓道部員から8月4、5日の部活動の合宿中にBがAの寝顔を撮影し、部活動1年■■■■のグループLINEやクラスの■■■■グループLINEに投稿したと証言があった。
- ・12月19日、A、Bと同一クラスの生徒に聴き取りを実施。弓道部の合宿でBはAの寝顔を、AはBと2人で一緒に帰っている画像を、それぞれ弓道部1年■■■■グループLINEに送っていたと証言があった。

(いじめの判断)

- ・Bや関係生徒への聴き取りにより、Bが行為①を行ったという事実が認められ、Aが行為①について苦痛を感じていることから、行為①は法第2条における「いじめ」に該当する。

イ 行為②

令和5年9月5日、Bが部活動で更衣中のAの姿を動画撮影し、部活動1年■■■■のグループLINEやクラスの■■■■グループLINEに動画のスクリーンショット写真を投稿したこと。

(調査による証言等)

- ・10月4日、生徒指導主事、学年主任、学級担任で家庭訪問を行い、A及びAの保護者に聴き取りを行ったところ、Bから行為②を受けたと申し出があった。
- ・12月19日、A、Bと同一クラスの生徒に聴き取りを実施。9月5日、Bから、LINEの通知が来たためグループLINEを確認すると、Aが着替えている途中の写真が投稿されていた。着脱中の袴の間から下着が見えている画像だったが、それ以上の情報がなく、「何やろこれ」と思ったため、返信をしなかった。グループの他の人も反応しておらず、翌日クラスでも話題にならなかったと証言があった。
- ・12月20日、Bに聴き取りを実施。Bは、Aに話し掛けながらスマートフォンで動画を撮影した。その間、双方は笑いながら会話をしていたと話した。Bは動画のスクリーンショットをその日の帰る途中に弓道部■■■■グループLINEとクラスの■■■■グループLINEに投稿した。Aと一緒に下校する際、Aが「消せよ」と言ってきたので10秒くらいで消したと証言があった。

(いじめの判断)

- ・Bや関係生徒への聴き取りにより、Bが行為②を行ったという事実が認められ、Aが行為②について苦痛を感じていることから、行為②は法第2条における「いじめ」に該当する。

ウ 行為③

10月1日、2日にBがAに「■■■■しないと(行為②の)画像を送るぞ」と言ったこと。また、令和5年10月3日、Bが塾の自習室で寝ているAの様子を動画撮影し、部活動1年■■■■のグループLINEに投稿すると共に、■■■■にLINEで送信したこと。

(調査による証言等)

- ・10月4日、生徒指導主事、学年主任、学級担任で家庭訪問を行い、A及びAの保護者に聴き取りを行ったところ、Bから「[] しないと(行為②の)画像を送るぞ」と言われるなど行為③を受けたと証言した。
- ・10月4日、Bに聴き取りを行ったところ、Aに「[] しないと(行為②の)画像を送るぞ」と言うなど行為③をしたと証言した。
- ・A、Bと同一クラス、同一学習塾、同一部活動の生徒から、10月1、2日にBがAに「[] しないと(行為②の)画像を送るぞ」と発言したと証言があった。
- ・A、Bと同一クラス、同一学習塾の生徒から、10月3日にAが塾で居眠りをしていると、Bがその様子を無断で撮影し、SNSに投稿したと証言があった。
- ・12月18日、同じ塾に通う生徒に聴き取りを実施。10月3日にBがAの居眠りしている動画を撮影した後、1年生部活動[]部員のグループLINEとクラス[]のグループLINE、[]に動画を送信した。投稿は10秒後に削除されたが、目が覚めたAが動画を投稿されたことを知り、左手でBの首の後ろと左手首を抑え、右手でBが手に持っているスマートフォンを取ろうとしたり髪の毛を引っ張ったりした。Bは抵抗し、Aの手と首を下から掴んでいたと証言があった。
- ・12月20日、Bに聴き取りを実施。Bは、10月3日16時前に塾の自習室へ行った。後から来て寝ていたAに近づいて動画を15秒程撮影し、1年生弓道部[]グループLINEとクラス[]のグループLINEに動画を投稿した後、10秒後に両方削除した。投稿を知ったAがBのところへ来て、後ろから首を掴み、髪の毛も引っ張ったため、BはAの手を振りほどくために左手でAの手首を掴んだという証言があった。
- ・令和6年1月11日、同一クラスの生徒に聴き取りを行ったところ、BからAのいびきが聞こえる動画と「いびきをかいて寝ている」というメッセージが送られてきたと証言があった。

(いじめの判断)

- ・Bや関係生徒への聴き取りにより、Bが行為③を行ったという事実が認められ、Aが行為③について苦痛を感じていることから、行為③は法第2条における「いじめ」に該当する。

(3) 学校の対応

①法第23条第1項の対応

- ・令和5年10月4日、相談を受けた職員が管理職に報告し、いじめ防止委員会で対応方針等を協議した。

②法第23条第2項の対応

- ・令和5年10月4日、被害生徒及び加害生徒、関係する生徒から聴き取りを行った。
- ・令和5年10月16日、アンケートを実施した。
- ・令和5年10月17日～令和6年2月2日、聴き取りの他、アンケートを実施して事実確認を行った。

③法第23条第3項の対応

ンケートや、いじめ早期発見チェックリストの実施を行ってきた。しかし、A、B及びA、Bの保護者や周囲から本事案に関するアンケートへの記載や教育相談はなかったため、学校がいじめを把握するまでに時間を要した。

- ・教育相談については、担任等の面談だけでなく、スクールカウンセラーを活用した面談や部活動顧問による面談が十分に実施されておらず万全ではなかった。
- ・アンケートについては、生徒に実施の趣旨を十分に伝えることができず些細な変化まで把握できるような回答を得ることができなかった。
- ・人権教育HR活動や年に1回実施する規範意識育成学習の中でネットトラブルやマナーについて、インターネットの適正な利用を推進してきたが、本事案ではSNSへ軽率な書き込みや投稿を行っていたことからインターネットの適正な利用に関する知識が十分に身につけていなかった。

II 当該事態への対処及び再発防止の取組

1 当該事態への対処

(1) 外部機関との連携

・いじめ行為①、いじめ行為②は、いじめ行為③が発覚した後の聴き取りで学校が把握した。学校は、■■■■警察署に行為②について相談した。■■■■警察署から「盗撮」とはいえないだろう。迷惑防止条例にかかるかどうかの内容であり、警察に届け出を行うならばAの保護者またはAがする事案で、学校は学校内で指導することが通常だろう」と助言を受け、学校はこの行為②をいじめとしてBを指導した。

(2) 被害生徒A

- ・10月13日、学校はA、Bの保護者に了承のうえ、AとBの謝罪の場を設けた。
- ・Aの不登校を解消するため、10月17日、担任と部活動顧問がA宅を訪問し、A及びAの保護者と面談を行った。欠席の期間、オンラインによる課題の配信や授業プリントの配布などにより学習保障を行った。以後、学級担任や部顧問による電話や家庭訪問を継続して行った。Aはミーティングや試合も含めて10月18日午後、11月3日午前の練習は一人で参加したため、学校は、部活動をきっかけにした登校支援に取り組んだ。
- ・A及びAの保護者に、精神的な不安緩和のためスクールカウンセリング受診を提案したが、受診には至らなかった。
- ・令和6年3月12日、A及びAの保護者から転学の意向を聞き、令和6年4月1日、Aは■■■■高等学校に転学しサポート校で学んでいる。

(3) 加害生徒B

- ・10月5日、学校がBの保護者に事情を説明し、今後の指導に対する理解を得た。
- ・10月10日、Bは学年主任に、Aにこれまで拒否されてきた謝罪をしたいと改めて話した。
- ・10月13日、学校はA、Bの保護者に了承のうえ、謝罪の場を設けた。
- ・BにAへの行為について別室において反省が深まるよう停学指導を行った。
- ・Bに対して、精神的な不安緩和のためスクールカウンセリングの受診を呼び掛け、Bは受診し

た。

- ・ Bに対して、停学指導後から現在まで週に1回以上学年主任や担任、元担任による面談を実施し、自分の言動を振り返る習慣を身につけさせている。

2 再発防止の取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① これまでの取組

- ・ 学校のいじめ防止基本方針に則り、学年の講話や学級活動、人権学習を通して、いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる、いじめを止めさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つという目標を掲げて指導に努めてきた。
- ・ ■■■宣言（いじめ撲滅宣言）に則って、生徒会を中心に全校集会や学校行事等でいじめを許さない意識の啓発を継続してきた。また、人権教育HR活動や特別活動において、常に相手の立場を考えて尊重し合う人権感覚の育成にも努めてきた。
- ・ 部活動において、よりよい人間関係を形成し、いじめが発生しないよう、顧問が部室の使用方法や、活動内容及び方法について指導を行ってきた。
- ・ 人権教育HR活動や年に1回（令和5年6月19日、令和6年7月8日）実施する規範意識育成学習の中でネットトラブルやマナーについて、インターネットの適正な利用を推進してきた。

② 課題

- ・ いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えることができなかったため、場面に応じて相手の立場に立ち、自分事として捉える力を身につけさせる必要がある。
- ・ 関わる教師が、AとBの関わりは安定していると思い込んでいたため、関係性の変化や起きている事象を把握できなかった。
- ・ 教育相談については、担任等の面談だけでなく、スクールカウンセラーを活用した面談や部活動顧問による面談が十分に実施されておらず万全ではなかった。
- ・ メッセージアプリ等のSNSでの軽率な書き込みや投稿が増えた。

③ これからの具体的な取組

- ・ 人権学習やクラス活動等で実際に起きたいじめの事案紹介やロールプレイング等での意見交換を行い、法律の定義等も含めて、いじめについての正しい認識を体験的に身につけさせる。
- ・ 軽率な書き込みをしないよう、生徒会等を主体として、委員会活動や学校行事等でSNSトラブル等の事例やニュースを報告する。
- ・ 再発防止に向け、「スマホ・携帯電話等トラブル対応マニュアル」を作成し、生徒に情報モラルの育成や適正な利用に対する知識を身につけさせるよう、職員研修を行う。
- ・ 教員が学校独自の■■■■（日々の振り返りや教員との連絡ノート）を活用することで、生徒の些細な変化を把握する。
- ・ 部活動において顧問不在時にいじめが発生していることから、不在時の活動がないようにローテーションを組み、複数顧問制を活用する。

- ・職員による面談等において、生徒の訴えを聞き出せるような教育相談のスキルアップを図るための職員研修を実施する。
- ・SNS等のネットトラブル防止に向けて、ネットワークキャリア、所轄の警察署等から外部講師を招き「ネットワークトラブルに潜む危険」等について年1回講演を行う。
その際、行事予定表による周知等により保護者に積極的な参加を呼びかけ、学校、保護者、及び地域が一体となって、いじめ防止に取り組んでいく。
- ・PTA研修において、外部講師を招き、保護者と子どもの関わりについて学ぶ機会を充実させ、意見交換を行うことで、学校と家庭がより良い協力関係を築くための機会とする。

(2) いじめの早期発見のための取組

① これまでの取組

- ・学校のいじめ防止基本方針では、いじめの早期発見に係る取組として、XXXXXXXXXX（悩み相談箱）の設置や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる定期的な教育相談を行ってきた。毎月行う学校生活アンケート（いじめ防止アンケート）においても、困り感や悩みを訴える生徒を把握し、アンケートの回答に記載がなくても、毎週行う担任会議において、気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応するよう努めた。また、保護者に対してもいじめアンケートや、いじめ早期発見チェックリストの実施を行ってきた。

② 課題

- ・周囲から見ると仲の良い友人同士に見えていても、表層に表れない部分での当事者同士のネット上でのトラブルや学校外でのトラブルが起こったため、全容把握に時間がかかった。
- ・A、B及びA、Bの保護者や周囲から本事案に関するアンケートへの記載や教育相談はなかったため、学校がいじめを把握するまでに時間を要した。
- ・アンケートについては、生徒に実施の趣旨を十分に伝えることができず些細な変化まで把握できるような回答を得ることができなかった。

③ これからの具体的な取組

- ・面談等に限らず教師が生徒と話す場面を意識して増やし、日常的に生徒との会話から情報収集をする習慣を身につける。
- ・いじめアンケート等に、「悪口を言っている場面を見たことがありますか」というような項目を加え、いじめに限らず周囲の人間関係の変化や気になることも記載できるようにする。また、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなどアンケートの精度を高める。
- ・保護者アンケートの項目に具体的ないじめの態様ごとの項目を設ける。
- ・再発防止に向け、アンケート等の結果に関して今後もスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、訪問相談員とも情報共有を図り、生徒・保護者等に向けても長期休業や学校行事の前後には繰り返し注意喚起を促していく。